

雇用 保険

審査処理の 迅速化にご協力ください。

4月・GW明け

- 例年4月から5月大型連休明けの期間は、新入社員の取得等、雇用保険の各種届出がピークを迎える時期です。
- さらに、新元号元年のゴールデンウィークは、天皇陛下退位と皇太子殿下即位に伴う特別法の施行等によって、10連休となることが決定されており、例年にも増して、雇用保険被保険者関係の届出が集中されることが予想されます。
- つきましては、審査処理の迅速化を図るため、以下についてご協力ください。



喪失届、離職票の提出期限の遵守

喪失届・・・離職日の翌々日から10日以内

雇用保険は離職した事業所の喪失届が提出されないと、新しく入社した事業所の取得届が入力できないシステムとなっており、毎年、この提出されていない喪失届の影響で、入力できない取得届が大量に発生し、取得届の処理が遅延となる大きな要因となっています。

また、離職者が速やかに給付を行えるよう配慮することが最も重要であることから、喪失届、離職票の提出期限の遵守をお願いします。



取得届・喪失届の完全記入

マイナンバーの記載のない取得届・喪失届は、届出書類等の記載に不備があるものとして返戻し記載をお願いしているところですが、被保険者番号についても同様の考えが当てはまります。

前職がある者の取得届、いわゆる再取得につきましては、新しく入社された本人に必ずマイナンバー及び被保険者番号を確認のうえ、記入を行ってください。

記入

雇用保険被保険者資格取得届

1. 個人番号
14101 123456789101

2. 被保険者番号
4900-102030-4

3. 取得区分
2 (1 新規, 2 再取得)

4. 被保険者氏名
フリガナ (カタカナ)



申請用紙のダウンロード

取得届等の申請用紙は、ハローワークインターネットサービスからダウンロードが可能ですが、申請用紙を印刷する際にずれ等が生じていると、システム側で読み込みができず、各項目を手入力しなければならないため、処理時間が大幅に遅くなります。

申請用紙をダウンロードして印刷する際は、「帳票印刷のポイント」を確認のうえ、ご利用ください。

来所による届出・申請は、可能な限り16時までに提出いただきますようご協力をお願いします。

※ 16時以降は、電子申請分や郵送分を集中的に処理するため、通常の窓口体制を縮小することがありますのでご了承ください。

政府では電子申請による届出を推進しています！

<e-Govについて>

e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。

厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

e-Gov お問い合わせ : <https://www.e-gov.go.jp/shinsei/>

